

初任運転者に対する安全運転実技指導内容の公表

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第 1089 号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表します。

①実施ルート

当社において実際に走行することの多い区間を主軸に、様々な条件（間間、道、高速、路、狭隘路等）を想定して運行管理者と指導員が打ち合わせて選定。

②時期・日程

初任診断、健康診断、運転記録証明書の結果を受理後から実施。目安として 5～7 日間行う。

デジタルタコグラフによりハンドル間間を計測し、その合計が 20 間間を超えたら見きわめる。

③車種区分

当該運転者が実際に乗務する予定の車両を全日程で運転する。

大型車：車両の長さ 9 メートル以上又は旅客席数 50 人以上

中型車：大型車、小型車、コンピューター車以外のもの

小型車：車両の長さ 6 メートル以上 8 メートル以下で、かつ旅客席数 33 人以下

コンピューター車：車両の長さ 6 メートル未満で、かつ旅客席数 14 人以下

④実技指導の具体的内容

初任運転者本人が運転し、指導員によるマンツーマンでの添乗指導を行う。基本的なチェック事項とルートごとのポイントを指導する。

⑤添乗者（指導員）の指導歴

貸切バス運転者として 10 年以上の経験を有し、かつ当社での運転経験が十分ある者から、運行管理者と安全統括管理者が打ち合わせたうえで選任する。

現在 A（指導歴 10 年）、B（指導歴 10 年）、C（指導歴 5 年）の三名在籍。